

県税賦課徴収事務に係る 特定個人情報保護評価の再実施について

総務部税政課

1. 概要

県税賦課徴収事務において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）で定める特定個人情報ファイル（個人番号を含むファイル）を保有していることから、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられている。

また、番号法第28条第1項および特定個人情報保護評価指針第6の2(2)により、特定個人情報保護評価の内容について重要な変更（詳細は後述）を行う際は、評価の再実施をすることとされている。

今般、県税賦課徴収事務において利用している全国共通システム「地方税ポータルシステム（eLTAX）」に、特定個人情報ファイルを保有する新たなサブシステムが導入される予定であり、本県税務総合システムにおいても同サブシステムへの連携機能を追加することから、改修作業の実施に先立って評価を再実施するもの。

2. 重要な変更

特定個人情報保護評価書の変更のうち、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生する危険性および影響が大きいものとして、特定個人情報保護評価指針の別表で定めるものが、同指針において「重要な変更」と位置づけられている。

具体的には、全項目評価書中の項目名欄に赤字で「※」が付されている項目と、「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」内の「7. リスク 1 ⑨」（過去3年以内に評価実施機関において発生した個人情報に関する重大事故）を除く全項目が「重要な変更」とされており、今回の評価書の内容変更は、それら項目の変更も一部含んでいる。

3. 保護評価書の変更の経緯

地方税共同機構が運用する「地方税ポータルシステム（eLTAX）」において、特定個人情報ファイルを保有する「地方税外部連携システム」の導入が令和9年9月に、「eLTAX通知等電子配信システム」での特定個人情報ファイルの保有が令和10年4月（システムの導入自体は令和9年4月）に、それぞれ予定されている。

地方税ポータルシステムは、滋賀県で運用している税務用の基幹システム「税務総合システム」とも連携しており、上記2システムに対応するために税務総合システムの改修が必要となるほか、それに伴う全項目評価書の修正も「重要な変更」に該当する。

なお、両システムの導入は令和9年度（eLTAX通知等電子配信システムについては、個人番号の取扱いは令和10年4月から）であるが、システム改修に関する全項目評価書の変更はプログラミングを開始するまでに行う必要がある（指針第6の1(1)）ため、税務総合システムの改修前の現段階で変更しなければならない。

4. 新規導入システムの概要

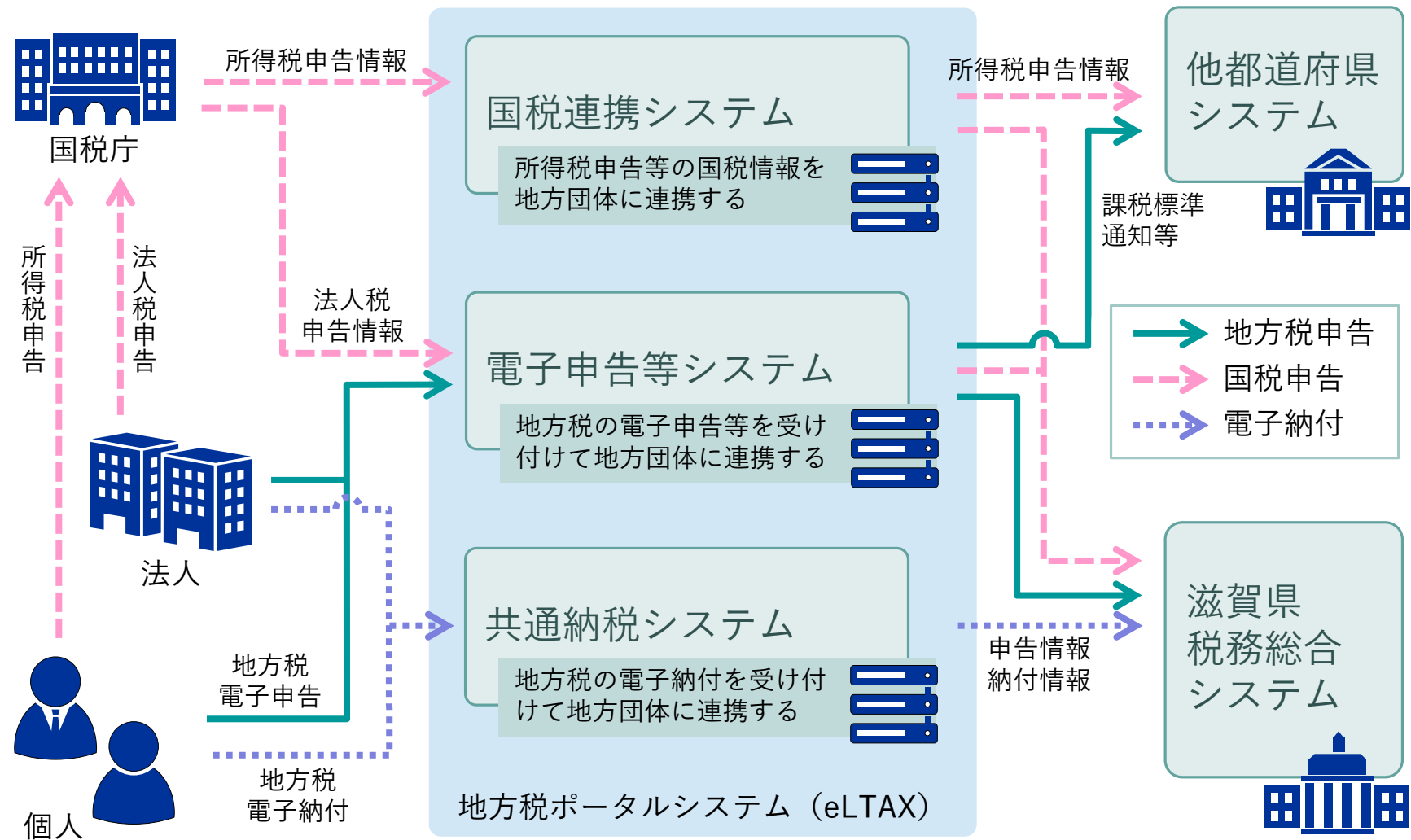
地方税外部連携システムは、自治体同士での税務情報をやり取りするためのシステムであり、市区町村から都道府県への不動産評価情報の連携機能において、個人の特定用途で個人番号を取り扱う。

都道府県は、管内の不動産を取得した者に対して不動産取得税を賦課するが、その税額は、市区町村が固定資産税の課税のために算定した評価額から算出する。これまでは市区町村の評価額を都道府県が知るためには、紙で課税台帳を複写する必要があったが、地方税外部連携システムではこの手続きを電子化し、評価額を電子的に連携できる。

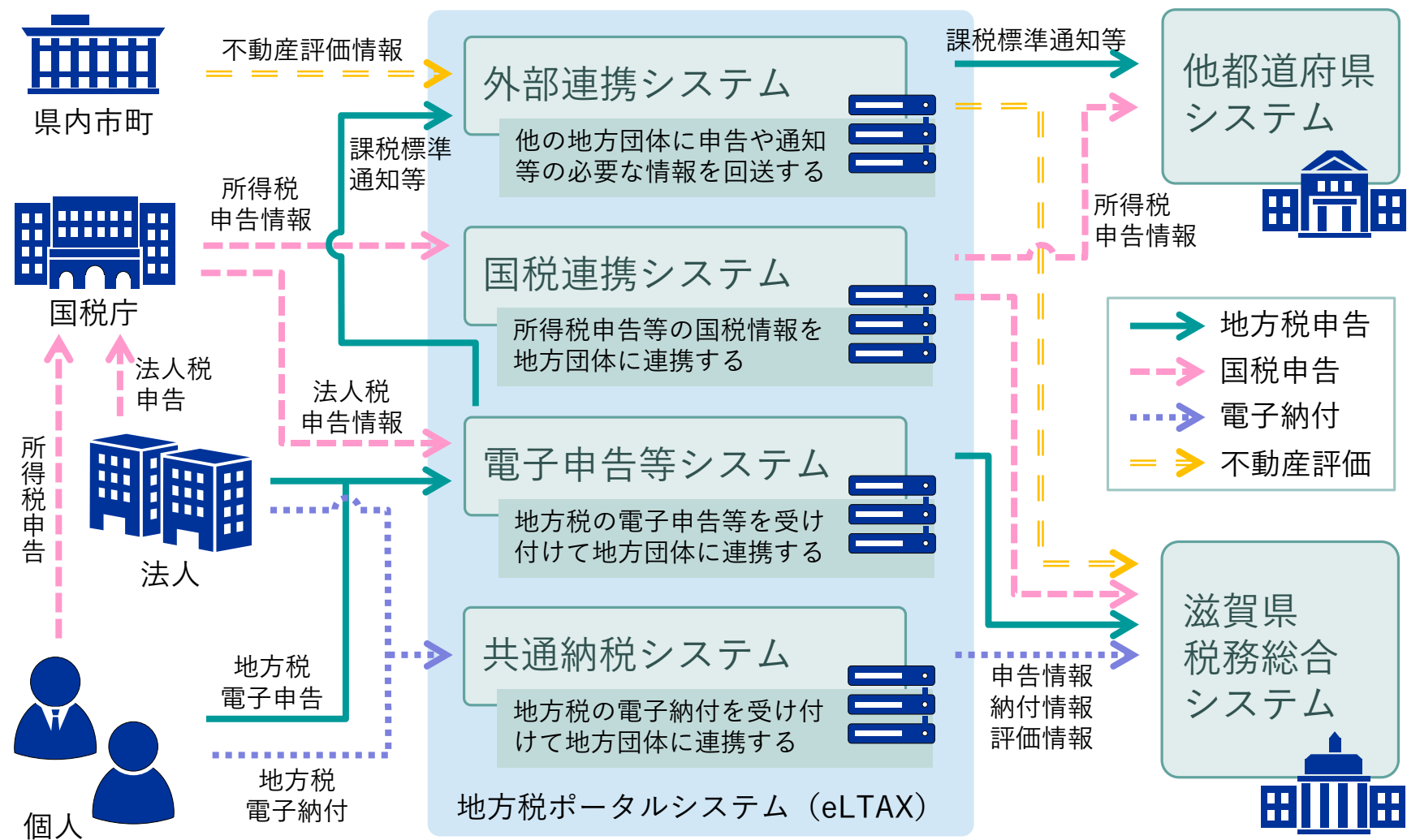
eLTAX通知等電子配信システムは、納税通知書等の書面を電子的に配信するためのシステムであり、令和9年4月から対象を法人に限定して先行導入される予定。令和10年4月からは個人も対象に加えての運用開始が予定されており、個人の特定用途で個人番号を取り扱う。

電子配信を希望する個人や法人からの申請を受け付けて、申請者に配信を行うための機能が備えられている。

(参考) 現在の地方税ポータルシステム



(参考) 新規導入後の地方税ポータルシステム



※eLTAX通知等電子配信システムは省略

5. 評価の実施手続き (1/3)

(1) 基礎項目評価書の作成

① 実施日（作成日）

令和 8 年 6 月 12 日

② しきい値判断結果

県税賦課徴収事務では、「しきい値」である「30万人以上」の特定個人情報を持っていることから、基礎項目評価に加えて、全項目評価の実施が義務付けられる。

5. 評価の実施手続き (2/3)

(2) 住民等からの意見募集

全項目評価書（案）について住民等からの意見を聴取

① 方法

県民政策コメント（パブリックコメント）に準じて実施

② 実施期間

令和8年7月1日から令和8年7月31日までの1ヶ月間

③ 主な意見

本件に対する意見等の提出はなかった。

5. 評価の実施手続き (3/3)

(3) 第三者点検

全項目評価書（案）について滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会に諮問

(4) 個人情報保護委員会への提出・公表

全項目評価書を個人情報保護委員会に提出後、公表

6. 基礎項目評価書の変更点 (1/2)

I 関連情報

ー 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

ー ②事務の概要

(2ページ)

- 特定個人情報の入手元として国税連携システムと記載していたところを、地方税外部連携システムやeLTAX通知等電子配信システムの導入に伴って、それらシステムの総称である地方税ポータルシステムに改めた。以降も同様の変更箇所あり。
- 一般的な事務の流れを、地方税外部連携システムやeLTAX通知等電子配信システムも含めた形で再構成した。また、これまで申告や納付について紙による方法と電子的な方法とを区別していなかったところについても、明示的に区別して記載するよう改めた。

6. 基礎項目評価書の変更点 (2/2)

I 関連情報

- ー 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務
 - ー ③システムの名称 (2ページ)
- 前述同様、国税連携システムとの記載を、同システムも含むシステム群の総称である地方税ポータルシステムに改めた。

II しきい値判断項目

- ー 1. 対象人数
 - ー いつ時点の計数か (4ページ)
- ー 2. 取扱者数
 - ー いつ時点の計数か (4ページ)
- 今回の評価書変更に先立って、基礎項目評価の変更案が完成した日（令和8年6月12日）に改めた。

7. 全項目評価書の変更点 (1/10)

Ⅰ 基本情報

ー 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

ー ②事務の内容

(3ページ)

(別添 1) 事務の内容

(8ページ)

- 前述同様、国税連携システムとの記載を、同システムも含むシステム群の総称である地方税ポータルシステムに改めた。
- 一般的な事務の流れを、地方税外部連携システムやeLTAX通知等電子配信システムも含めた形で再構成した。また、これまで申告や納付について紙による方法と電子的な方法とを区別していなかったところについても、明示的に区別して記載するよう改めた。

7. 全項目評価書の変更点 (2/10)

I 基本情報

- ー 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム
- ー システム 3
 - ー ①システムの名称 (5ページ)
 - ー ②システムの機能 (5ページ)
 - ー ③他のシステムとの接続 (5ページ)
- 前述同様、国税連携システムとの記載を、同システムも含むシステム群の総称である地方税ポータルシステムに改めた。
- 上記修正により、「③他のシステムとの接続」について、これまでの地方税ポータルセンタという記載も変更する必要が生じたため（同センタは地方税ポータルシステムの一部）、国税庁のシステムである国税情報システムを記載するよう改めた。

7. 全項目評価書の変更点 (3/10)

II 特定個人情報ファイルの概要

ー 3. 特定個人情報の入手・使用

ー ②入手方法

ー その他

(10ページ)

ー 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託

ー 委託事項 3

ー タイトル

(13ページ)

ー ①委託内容

(13ページ)

ー 6. 特定個人情報の保管・消去

ー ①保管場所

(15ページ)

ー ③消去方法

(15ページ)

- 前述同様、国税連携システムとの記載を、同システムも含むシステム群の総称である地方税ポータルシステムに改めた。

7. 全項目評価書の変更点 (4/10)

II 特定個人情報ファイルの概要

ー 3. 特定個人情報の入手・使用

ー ③入手の時期・頻度

(10ページ)

ー ④入手に係る妥当性

(10ページ)

- 地方税外部連携システムとeLTAX通知等電子配信システムに関する記載を追加した。

II 特定個人情報ファイルの概要

ー 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託

ー 委託事項3

ー ①取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲

ー 対象となる本人の範囲

(13ページ)

- 地方税外部連携システムとeLTAX通知等電子配信システムに係る対象者を追記した。

7. 全項目評価書の変更点 (5/10)

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

ー 2. 特定個人情報の入手

ー リスク1：目的外の入手が行われるリスク

ー 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容

ー 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容

ー リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク

ー リスクに対する措置の内容

ー リスク3：入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク

ー 入手の際の本人確認の措置の内容 (上記いずれも18ページ)

ー リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

ー リスクに対する措置の内容 (19ページ)

- 地方税外部連携システム、eLTAX通知等電子配信システムに関する記載を追加した。

7. 全項目評価書の変更点 (6/10)

- Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
 - － 3. 特定個人情報の使用
 - － リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク
 - － その他の措置の内容 (19ページ)
- 認証方法について、生体認証、パスワード認証とICカード認証とに多重化していることを明記した。
- Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
 - － 3. 特定個人情報の使用
 - － リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク
 - － リスクに対する措置の内容 (20ページ)
 - － リスクへの対策は十分か (20ページ)
- 現在のリスク対策内容を再確認し、評価を改めた（十分である→特に力を入れている）。

7. 全項目評価書の変更点 (7/10)

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

ー 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託

ー 情報保護管理体制の確認 (20ページ)

ー 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限

ー 具体的な制限方法 (20ページ)

ー 特定個人情報ファイルの取扱いの記録

ー 具体的な方法 (20ページ)

ー 特定個人情報の提供ルール

ー 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 (21ページ)

ー 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 (22ページ)

- 前述同様、国税連携システムとの記載を、同システムも含むシステム群の総称である地方税ポータルシステムに改めた。

7. 全項目評価書の変更点 (8/10)

- Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
 - － 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託
 - － 特定個人情報の消去ルール
 - － ルールの内容及びルール遵守の確認方法 (21ページ)
- Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
 - － 7. 特定個人情報の保管・消去
 - － リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク
 - － ⑤物理的対策
 - － 具体的な対策の内容 (21ページ)
- 前述同様、国税連携システムとの記載を、同システムも含むシステム群の総称である地方税ポータルシステムに改めた。

7. 全項目評価書の変更点 (9/10)

VI 評価実施手続

－ 1. 基礎項目評価

－ ①実施日

(30ページ)

- 今回の評価書変更にあたって基礎項目評価の変更案が完成した日（令和8年6月12日）に改めた。

VI 評価実施手続

－ 2. 国民・住民等からの意見の聴取

－ ②実施日・期間

(30ページ)

- 今回の県民政策コメントの期間（令和8年7月1日から令和8年7月31日まで）を記載した。

7. 全項目評価書の変更点 (10/10)

VI 評価実施手続

- － 2. 国民・住民等からの意見の聴取
 - － ④主な意見の内容 (30ページ)
 - － ⑤評価書への反映 (30ページ)
- － 3. 第三者点検
 - － ①実施日 (30ページ)
 - － ③結果 (30ページ)
- いずれも県民政策コメントで県民の意見を聴取し、第三者点検を終えてからでないと記載できない箇所のため、現時点では空欄とし、評価書の公表時に初めて各内容を記載することとしている。